

令和 5 年度  
名張市職員採用候補者試験受験案内

令和 5 年 1 0 月 6 日  
名張市職員選考委員会

名張市職員の採用候補者を決定する選考を次のとおり実施します。

1. (1)採用職種・採用予定人数・受験資格

| 採用職種 | 採用予定<br>人数 | 受験資格                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 看護教員 | 若干名        | ○次のいずれかに該当する人<br>1. 昭和 4 8 年 4 月 2 日以降に生まれ、5 年以上の勤務経験がある保健師・助産師・看護師で、看護教員養成講習会を修了した人（令和 6 年 3 月 3 1 日までに看護教員養成講習会を修了見込みの人を含む）<br>2. 昭和 4 8 年 4 月 2 日以降に生まれ、看護専門学校・看護短期大学（3 年課程）・看護系大学・看護系大学院卒業後、専門分野の教育内容のうちの一つの分野に 3 年以上従事した保健師・助産師・看護師で、大学で教育に関する科目を 4 単位以上履修した人<br>3. 昭和 4 8 年 4 月 2 日以降に生まれ、看護専門学校・看護短期大学（3 年課程）、看護系大学卒業後、保健師・助産師・看護師として、それらの業務に 5 年以上従事した人（採用後看護教員養成講習会を受講できる人）<br>4. 昭和 4 0 年 4 月 2 日以降に生まれ、看護教員養成講習会を修了し、看護教員として 5 年以上従事した人 |

(2)受付期間

令和 5 年 1 0 月 6 日（金）～令和 5 年 1 0 月 1 8 日（水）

(3)採用日

令和 6 年 4 月 1 日

《注意事項》

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 名張市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

外国籍の人の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。詳しくは、末尾の「外国籍職員の任用に関する基準」を参照してください。

## 2. 勤務先

名張市立看護専門学校

## 3. 選考の方法・試験日及び場所

### (1) 選考の方法

受験申込書による書類審査・作文試験・面接試験

### (2) 試験日時

令和5年10月30日（月曜日）

※ 選考開始時刻については、後日連絡します。

※ 台風や地震等の自然災害等でやむを得ず日時等を変更する場合があります。

### (3) 場 所

名張市百合が丘西5番町32番地 名張市立看護専門学校

※ 受験申込者数等によりやむを得ず会場を変更する場合があります。

## 4. 受験申込手続及び受付期間

### (1) 受験申込書の請求

受験申込書は、名張市立病看護専門学校 教務庶務室で令和5年10月6日(金)から交付します（また、名張市立看護専門学校ホームページから申込書（A4）を出力することもできます）。

なお、申込書の他に添付書類（以下（4）の項を参照）の提出が必要です。

### (2) 受験申込書の提出先

〒518-0485

名張市百合が丘西5番町32番地

名張市立看護専門学校 教務庶務室 名張市職員選考委員会事務局

### (3) 受付期間

令和5年10月6日（金）から令和5年10月18日（水）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日・日曜日・祝日は除きます。）

郵送による申込は、必ず**特定記録郵便**によることとし、受付最終日（10月18日(水)）までの消印有効とします。

#### (4) 添付書類

受験申込書(上記(1))とともに、次の書類を提出して下さい。

- ① 看護師免許証の写し
- ② 教員養成講習会を修了している人は、修了したことを証明するもの、又は修了予定を証明するもの
- ③ 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有することが確認できる書類  
(在留カード若しくは特別永住者証明書等の写し(両面)、又は在留資格の記載がある住民票の写しなど)

#### (5) 手続き上の注意

- ① 受験申込の記載事項及び提出書類に不備・不足がある場合は返却いたしますが、このために生じた遅延については責任を負いませんので、手続きには十分注意してください。なお、再提出等の場合を考慮して、受付が開始されましたら早めに申し込みください。
- ② 申込書は、黒のボールペン又は黒のインクで記入してください。
- ③ 応募書類は、一切返却いたしません。また、受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

### 5. 合格から採用まで

#### (1) 合否の決定

令和5年11月中旬頃、本人宛に合否を文書で通知いたします。

#### (2) 採用について

合格者は、「採用候補者名簿」に成績順に登載され、その中から採用者が決定されます。

#### (3) 採点結果

希望する受験者本人に限り、令和6年3月31日までの間、合否及び試験の採点結果を公表しますので、運転免許証などの身分証明書(写真のあるもの)を持参し、名張市立看護専門学校 教務庶務室 名張市職員選考委員会事務局へお越しください。なお、電話・郵便・メール請求のほか、代理人による開示はできません。

#### (4) その他

受験資格がないこと、又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

また、令和6年3月31日までに該当の資格又は免許を取得できなかった場合は、合格を取り消します。

## 6. 参考事項（給与等について）

- ① この試験に合格し、採用された場合には、「職員の給与に関する条例」の規定による給料及び扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が支給されます。
- ② 令和5年4月現在、職員の初任給は次のとおりです。

### ○看護教員

短大・専門学校卒                      168,670円

大学卒                                      186,940円

※職歴及び経験等により加算されます。

- ③ 年次有給休暇は、1年につき20日(採用年は、4月1日採用の場合は15日)あり、このほか特別休暇等があります。

## 7. その他

### ◎この試験に関する問い合わせ先

名張市職員選考委員会事務局（名張市立看護専門学校 教務庶務室）

〒518-0485 名張市百合が丘西5番町32番地

電話 0595-64-7700

### ◎名張市立看護専門学校ホームページ

<https://nabari-city-hospital.jp/kango/>

## 外国籍職員の任用に関する基準

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、名張市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

### 1. 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使にあたる職務」とは、次のとおりです。

- ①市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- ②市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- ③市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- ④その他の公権力の行使に該当することとなる職務

### 2. 公の意思の形成への参画にあたる職務について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、名張市の行政について企画、立案、決定等の政策形成の関与する職であり、原則として専決権限を有する室長以上のライン職及び本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。